

指定給水装置工事事業者受付手順

東広島市水道局

指定申請用必要書類

1. 指定工事事業者申請書（表・裏）
2. 器具調書（金切り鋸、やすり、トーチランプ、ねじ切り器、パイプレンチ、水圧測定器など）
3. 誓約書
4. 主任技術者選任・解任届 (主任技術者免状の写し・会社との雇用関係の解る証書の添付)
5. 事業者調書
6. 主任技術者一覧表 (資格者証の写し・会社との雇用関係の解る証書の添付)
7. 配管工一覧表 (資格者証の写し・会社との雇用関係の解る証書の添付)
8. 定款（個人の場合は住民票）
9. 会社の登記簿謄本又は全部事項証明書
10. 会社（事務所）の位置図・平面図・写真（外観、室内、資材置場等）
11. 上記器具調書の写真

申請方法

- ① 申請者来局時に、指定申請用書類を交付。
↓
- ② 申請書提出（同時に申請手数料 10,000 円 納入）
↓
- ③ 局内 審査・決裁
↓
- ④ 決裁後、申請人へ連絡
受領の際、認め印
↓
- ⑤ 指定工事事業者証書発行
受領印をもらい、証書と心得を申請者へ渡す。

【水道法】

第三節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ハ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

【水道法施行規則】

第二節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(第二十一条第三項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号
- 三 事業の範囲

(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

(給水装置工事主任技術者の選任)

第二十一条 指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

東広島市給水区域内における給水装置工事事業者調査表
 << 記 入 例 >>

事業所名			
代 表 者			
住 所			
連 絡 先	TEL		
	FAX		
資格	従業員者名	申請時点で資格を取得している方のみを記入 (一般事務職については不要)	
主任技術者	資格を有する者は写しを提出すること		
配管工（種 別）	資格を証するコピーは不要ですが 給水装置工事配管技能者については 資格証をコピーして提出してください		
「1級 or 2級建築配管技能士」 「〇〇配管工」 等の 別を当欄に記入してください			

緊急連絡用（最低1名以上、何名でも可）

氏 名	TEL	氏 名	TEL
事故、緊急修理時に必要なため 夜間でも連絡が取れ 出勤可能な方が望ましい	携帯電話可 ただし変更 がある場合 文書で随時 連絡要		

指定給水装置工事事業者指定申請書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称 印

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2項第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名			
フリ 氏	カナ 名	フリ 氏	カナ 名
事業の範囲			
機械機器の名称、性能及び数	別表のとおり		

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

東 広 島 市 長 様

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

届 出 者 印

水道法第25条の4の規定に基づき次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出をします。

解任

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水 装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

東広島市給水区域内における給水装置工事事業者調査表

事業所名			
代 表 者			
住 所			
連 絡 先	TEL		
	FAX		
資格	従業員者名		
主任技術者			
配管工（種 別）			

緊急連絡用（最低1名以上、何名でも可）

氏 名	TEL	氏 名	TEL

